

旭川市旭川駅前広場駐車場管理規程

1 名称

旭川駅前広場駐車場

所在地 旭川市宮下通8丁目

2 駐車場管理者

(1) 所在地 旭川市6条通9丁目

(2) 名称 旭川市

(3) 電話 0166-26-1111 (代表)

(4) 代表者 旭川市長 西川 将人

目次

第1章 総則 (第1条-第6条)

第2章 利用 (第7条-第13条)

第3章 駐車料金及び算定等 (第14条-第15条)

第4章 引取りのない車両の措置 (第16条-第19条)

第5章 保管責任及び損害賠償 (第20条-第24条)

第6章 雑則 (第25条)

第1章 総則

(通則)

第1条 旭川駅前広場駐車場 (以下「駐車場」という。)の利用に関する事項は、旭川市旭川駅前広場駐車場条例 (平成24年旭川市条例第66号。)及び同条例施行規則に定めるもののほか、この規程による。

(契約の成立)

第2条 駐車場の利用者 (以下「利用者」という。)は、この規程を承認のうえ駐車場を利用するものとする。

(営業時間)

第3条 駐車場の営業時間は、毎日午前0時から午後12時までとする。

(利用期間)

第4条 駐車場の1回の利用は、駐車券を受け取った日から起算して3日目の営業時間終了時ま

でを限度とする。ただし、やむを得ない場合には、駐車場管理者（以下「管理者」という。）の判断によりこれを延長することができる。

（営業休止等）

第5条 管理者は、次の場合には駐車場の全部又は一部について、営業休止、駐車場の隔絶、車路の通行止、出場の制限及び車両の退避（以下「営業休止等」という。）を行うことができる。

- (1) 自然災害、火災、浸水、爆発、施設又は器物の損壊その他これらに準ずる事故が発生し又は発生するおそれがあると認められる場合
- (2) 保安上営業の継続が適当でないと認められる場合
- (3) 工事清掃又は除雪を行うため必要があると認められる場合

（駐車できる車両）

第6条 駐車場に駐車することのできる車両は、積載物又は取付物を含めて長さ5 m、幅2 m、高さ2.3 mを超えないものに限る。

第2章 利用

（駐車場の入出等）

第7条 車両が入場するときは、入口発券機において駐車券の交付を受け、所定の駐車位置に駐車するものとする。ただし、身障者駐車場においては駐車券の交付を受けず所定の駐車位置に駐車するものとする。

2 車両が出場するときは、出口精算機において駐車券を返納し、駐車料金を納付し、出場するものとする。ただし、身障者駐車場においては出口精算機において精算を開始し、駐車料金を納付し出場するものとする。

（駐車位置の変更）

第8条 管理者は、駐車場の管理上必要があるときは、駐車位置を変更させることができる。

（駐車場内の通行）

第9条 利用者は、駐車場内の車両通行に関しては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 徐行すること。
- (2) 追い越しをしないこと。
- (3) 出場する車両の通行を優先すること。
- (4) 警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること。
- (5) 標識又は係員の指示に従うこと。

（遵守事項）

第10条 前条に掲げるもののほか、利用者は駐車場において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 喫煙したり、火器を使用しないこと。
- (2) 紙屑、ぼろ切れ、吸殻等のごみは持ち帰ること。
- (3) 他の利用者の駐車位置、電気室、倉庫等の中にみだりに立ち入らないこと。
- (4) 駐車場では飲酒、賭け事、騒音を発する行為等をしないこと。
- (5) 駐車場において宿泊しないこと。
- (6) 駐車場の施設、器物、他の車両及びその積載物又は取付物等に損傷を与えたときは直ちに係員に届け出ること。
- (7) 駐車中は必ずエンジンを停止し、車両から離れるときは窓を閉め、ドア及びトランクは施錠して盗難防止に努めること。
- (8) 駐車場では営業、演説、宣伝、募金、署名運動等の行為は絶対にしないこと。
- (9) その他業務又は他の利用者に迷惑となる行為をしないこと。

(入場拒否)

第11条 管理者は、駐車場が満車である場合は受付を停止するほか、次の場合には駐車を断り、又は車両を退去させることができる。

- (1) 駐車場の施設、器物、他の車両及びその積載物又は取付物等を損傷し、又は汚すおそれがあるとき。
- (2) 引火物、爆発物その他の危険物を積載し、又は取り付けているとき。
- (3) 著しい騒音や臭気を発するとき。
- (4) 非衛生的なものを積載し、又は取り付けているとき
- (5) 液汁を出し、又はこぼすおそれがあるとき。
- (6) その他駐車場の管理上支障があるとき。

(出場拒否)

第12条 管理者は、次の場合には駐車した車両の出場を拒否することができる。

- (1) 利用者が正当な理由なく駐車券を返納しないとき。
- (2) 利用者が出場する場合に所定額の現金を納付しないとき

(事故に対する措置)

第13条 管理者は、駐車場において事故が発生し又は発生するおそれがある時は、車両の移動その他必要な措置を講ずることができる。

第3章 駐車料金及び算定等

(駐車料金)

第14条 駐車料金は、車両1台につき次の各号のとおりとする(消費税等を含む)。

(1) 駐車時間が30分以内のとき 無料

(2) 駐車時間が30分を超えるとき 次に掲げる時間の区分に応じ、該当区分に定める額を合計した額(24時間までごとに1,400円を超える場合にあっては、当該24時間までごとに1,400円(次条第1項に規定する共通駐車券が提出される場合を除く。))

ア 午前0時から午前8時まで(午前8時の前後にまたがる30分を含む。)及び午後8時から午後12時までに該当する時間 30分までごとに50円

イ 午前8時から午後8時までに該当する時間(午後8時の前後にまたがる30分を含む。) 30分までごとに140円

ウ 入庫後24時間までごとに1,400円をもって上限とする。

2 定期駐車券の料金は、車両1台につき1月あたり12,000円とする。

(共通駐車券)

第14条の2 条例第5条の2第1項に規定する共通駐車券は、旭川平和通商店街振興組合が発行する旭川中心街共通駐車券(以下この条において「共通駐車券」という。)とする。

2 利用者は、共通駐車券を提出することで、当該提出した共通駐車券の券面に表示された時間数の駐車料金の納入に充てることができる。

3 利用者は、共通駐車券を提出した場合で、当該提出した共通駐車券の券面に表示された時間数の合計を超えて駐車場を利用したときは、当該超えて駐車場を利用した時間について、前条第1項の規定にかかわらず、自動車を出場させる時に、次の各号に掲げる当該超える時間の区分に応じ、当該各号に定める額を合計した額(24時間までごとに1,400円を超える場合にあっては、当該24時間までごとに1,400円)を駐車料金として納入しなければならない。

(1) 午前0時から午後8時まで及び午後8時から午後12時までに該当する時間(午前8時の前後にまたがる30分を含む。) 30分までごとに50円

(2) 午前8時から午後8時までに該当する時間(午後8時の前後にまたがる30分を含む。) 30分までごとに140円

第15条 駐車料金を算出するための駐車時間(この条において「駐車時間」という。)は、入場の際に駐車券に記載した時刻から出場の時刻までの時間とし、駐車場内での修理、駐車位置の変更等のため車両が駐車位置を離れている時間も駐車時間とみなす。ただし、身障者駐車場に

においては駐車位置に駐車した時刻から精算を開始した時刻までの時間とする。

第4章 引取りのない車両の措置

(引取りの請求)

第16条 利用者があらかじめ管理者への届出を行うことなく第4条に規定する期間を超えて車両を駐車している場合において、管理者はこれらの利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、管理者が指定する日までに当該車両を引取することを請求することができる。

2 前項の場合において、利用者が車両の引取りを拒み若しくは引取ることができないとき又は管理者の過失なくして利用者を確認することができないときは、管理者は、車両の所有者等（自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。）に対して通知又は駐車場における掲示の方法により管理者が指定する日までに車両を引取することを請求し、これを引渡すことができる。この場合において、利用者は当該車両の引渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して車両の引渡しその他の異議又は請求の申し立てをしないものとする。

3 前2項の請求を書面により行う場合は、管理者が指定する日までに引取りがなされないときは引取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができる。

4 管理者は、第1項の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、管理者の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わない。

(車両の調査)

第17条 管理者は、前条第1項の場合において、利用者又は所有者等を確認するために必要な限度において、車両（車内を含む。）を調査することができる。

(車両の移動)

第18条 管理者は、第16条第1項の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者若しくは所有者等に通知し又は駐車場において掲示して、車両を他の場所に移動することができる。

(車両の処分)

第19条 管理者は、利用者及び所有者等が車両を引取することを拒み、若しくは引取ることができず、又は管理者の過失なくして利用者及び所有者等を確認することができない場合であって、利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、催告をした日から3か月を経過した後、利用者へ通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち会

わせて車両の売却，廃棄その他の処分をすることができる。この場合において，車両の時価が売却に要する費用（催告後の車両の保管に要する費用を含む。）に満たないことが明らかである場合は，利用者に通知し又は駐車場において掲示して予告した上で，引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち会わせて車両の売却，廃棄その他の処分をすることができる。

2 管理者は，前項の規定により処分した場合は，遅滞なくその旨を利用者に対し通知し又は駐車場において掲示する。

3 管理者は，第1項の規定により車両を処分した場合は，駐車料金並びに車両の保管，移動及び処分のために要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除し，不足があるときは利用者に対してその支払いを請求し，残額があるときはこれを利用者に戻還するものとする。

第5章 保管責任及び損害賠償

（保管責任）

第20条 管理者は，利用者に駐車券を渡したときから同券を回収するときまで，車両の保管責任を負う。

2 管理者は，出場の際に駐車券を回収して車両を出場させた場合において，管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き，その車両に関する責任を負わない。

（利用者に対する損害賠償責任）

第21条 管理者は，車両保管にあたり，第23条の規定による場合及び善良な管理者としての注意を怠ったと認められる場合を除き，車両の滅失又は損傷について一切賠償の責を負わない。

（車両の積載物又は取付物に関する免責）

第22条 管理者は，駐車場に駐車する車両の積載物及び取付物並びに車内に留置された金品に関する損害については，賠償の責を負わない。

（免責事由）

第23条 管理者は，次の事由によって生じた車両又は利用者の損害については，管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き，賠償の責を負わない。

(1) 自然災害その他不可抗力による事故

(2) 当該車両の積載物又は取付物が原因で生じた事故

(3) 管理者の責に帰することのできない事由によって生じた衝突，接触その他駐車場内における事故

(4) 第5条の規定による営業休止等の措置

(5) 第13条の規定による措置

(利用者に対する損害賠償の請求)

第24条 管理者は、利用者の責に帰すべき事由により損害を受けたときは、その利用者に対してその損害の賠償を請求するものとする。

第6章 雑則

(この規程に定めない事項)

第25条 この規程に定めない事項については、法令の規定に従って処理する。

附 則

この規程は、平成25年2月1日から施行する。

附 則（平成28年2月1日）

この規程は、平成28年2月1日から施行する。

附 則（平成29年11月1日）

この規程は、平成29年11月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。